

水道メーターの検針は、偶数月の上旬に隔月で行っております。

おおよそ2ヶ月間の使用水量を計測し、その水量を検針月と

その翌月に1/2ずつ請求するというサイクルになります。

(例)

前回の検針日

6月1日

今回の検針日

8月1日

使用期間:6/2~8/1 検針水量:40m³

請求月:8月 使用期間:6/2~7/1 使用水量:20m³

請求月:9月 使用期間:7/2~8/1 使用水量:20m³

以上のことから、

…検針は2ヶ月に1回

…請求は毎月

…請求月は使用月の2ヶ月後

ということになります。

※ただし、使用中止時は直前の検針日から閉栓日までの使用分が精算料金となるため、場合によっては2ヶ月間の使用分をひと月で請求することがあります。